



消費税が8%になりました



平成26年4月、消費税の変更に伴い、公的サービス以外の任意サービスが全て対象となり、該当する皆様には、一人一人ご説明に伺わせていただきました。

			平成26年4月1日～平成27年9月30日
任意 ホームヘルプ	時間内		1時間 1,200円 + 8% = 1,296円
	時間外		1時間 1,500円 + 8% = 1,620円
	年会費	個人	1年に1回 3,000円 + 8% = 3,240円
		団体	1年に1回 10,000円 + 8% = 10,800円
院内待機料(年会費はかかりません)			30分 600円 + 8% = 648円
公的サービス利用の方対象の自由契約(年会費はかかりません)			30分 880円 + 8% = 950円

介護保険においては介護報酬の引き上げと、区分支給限度基準額の見直しがありました。これについても、訪問しご説明させていただきました。一覧表を掲載いたします。

介護報酬(訪問介護費)

サービス内容	3月まで	4月から
生活援助 20分以上 45分未満	190単位	191単位
生活援助 45分以上	235単位	236単位
通院等乗降介助	100単位	101単位
身体介護 20分以上 30分未満	254単位	255単位
身体介護 30分以上 1時間未満	402単位	404単位
身体介護 1時間以上 1時間半未満	584単位	587単位

区分支給限度基準額

介護度	3月まで	4月から
要支援1	4,970単位	5,003単位
〃 2	10,400単位	10,473単位
要介護1	16,580単位	16,692単位
〃 2	19,480単位	19,616単位
〃 3	26,750単位	26,931単位
〃 4	30,600単位	30,806単位
〃 5	35,830単位	36,065単位



介護のはてな? 第21回「リハビリテーション PT OT ST」

PT(physical therapy) 身体的な障害後遺症を持つ方に対し、徒手や物理療法(温熱等)を用いて、機能改善をはかります。福祉用具や、住宅改修への助言提案もおこないます。リハビリというイメージされるのがこの理学療法士(PTさん)さんの役割でしょう。

OT(occupational therapy) 作業療法士(OTさん)は手仕事やゲーム等精神活動を含む身体等の機能改善の援助。残存機能をうまく協調させ日常生活や、社会生活への適応を目指す支援をします。

ST(speech therapy) 言語聴覚士は 発語 コミュニケーション 摂食 嚥下。対象部位は狭いようですが、これも、精神から身体機能に至る非常に広範囲な活動です。発語がうまくできない(構音障害)や、言葉自体が出てこない(失語)症状、あるいは、ものを食べること、飲み込むことの改善を支援します。大切なリハビリですが、STさんは少ないのが現状です。



病院でのリハビリ、施設でのリハビリ、訪問のリハビリ等場面の違いはありますが、基本、リハビリはただ、体を動かして終わり、というのではなく実施に当たり、目標を定め、計画を立てます。トイレまで自力で移動できるようになるとか、目に見える内容であることのほうが簡単ですが、本来は、利用者の心、社会生活への向き合い方までを含むものであり、かかわるいろいろな方たちの共同・連携が必須です。また、目標と計画は、連携のための必要書類でもあり、介護保険、障害総合支援では、必ず、作成されています。